

はちのへ のうぎょうだより

平成 30 年 11 月号 No.524

のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。
また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。
○八戸市ホームページ
<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより

検索



平成 30 年度農家座談会日程

日 時	会 場
12 月 11 日 (火)	10:30 是川公民館 講座室2 96-1219
	13:00 大館公民館 会議室 25-3331
12 月 12 日 (水)	10:30 下長地区市民センター 集会室 28-8863
	13:00 市川公民館 図書室 52-2319
12 月 13 日 (木)	10:30 上長公民館 会議室 23-3237
	13:00 瑞豊館 農事研修室 23-2618
12 月 14 日 (金)	10:30 館公民館 会議室 27-5431
12 月 17 日 (月)	10:30 白銀公民館 講義室 33-1633
	13:00 南浜公民館 和室 39-3036
12 月 18 日 (火)	10:30 島守コミュニティセンター 会議室 83-2111
	13:00 南郷事務所 大会議室 82-2111



農家座談会を
開催します

農業委員会では、左表の日程で座談会を開催します。今年度の座談会は、開催地区ごとに困っていることや問題などをテーマとして掲げ、地域の農家のみなさんと担当地区の農業委員が一緒にやって、地域が主体の話し合いを行います。事務局等の職員も制度面から助言します。事務局長等の職員も制度面から助言します。事務局等の職員も制度面から助言します。事務局等の職員も制度面から助言します。

☎ 問 43 | 2 1 1 1

内線 4 0 1 3

悩みなどを、この機会にみなさんで話し合いませんか。テーマは、地域の実情を知る各地区の農業委員が決定し、11月中旬に市ホームページに掲載します。各会場にポスターを掲示しますので、そちらでご確認ください。なお、テーマを設定しない地区では、例年どおり個別の相談に対応します。お気軽にお越しください。

平成 30 年度三八地区 農業委員会大会開催

去る 8 月 21 日、きざん八戸において、三八地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員が出席し、三八地区農業委員会大会が開催されました。

議事では、第 1 号議案「農業の担い手確保と農地集積関連対策に関する要望」として、1. 営農意欲がある新規就農者を増やすため、農業次世代人材投資事業の交付要件となっている年齢制限を緩和するなど、幅広い就農希望に対応できるように支援とすること、2. 農地集積と農業機械導入等の関連対策を同時に実施し、一定以上の農地集積が図られる計画については、ポイント制によらず、確実に、かつ計画的に実施できるように事業要件の見直しと事業実施要望に基づく予算確保を行うこと、第 2 号議案「小規模農家の経営安定化に関する要望」として、1. 青色申告への移行が困難な小規模農家等も対象とするセーフティネットの充実を図ること、2. 地域における担い手と小規模農家等との役割分担を推進し、農村集落機能の維持を図るための新たな施策を講ずること、の 2 件の要望案が提案され、審議の結果、満場一致で決議されました。

のうぎょうだよりの発行日が次回新年号から 10 日へ変更となります

オラほのだから



今月号では南浜地区でがんばる、野菜農家の岩崎聖山さん・智子さんご夫妻を紹介します。

取材担当

- 大館・南浜地区
- 籠田 悦子 委員
 - 松橋 剛志 委員
 - 阿達 福壽 委員
 - 橋 由正 委員
 - 荒川 喜一郎 委員
 - 高橋 勝男 委員
 - 高橋 政典 委員

今回は、農業経験 10 年、耕作面積 5 ha で、ほうれん草、春菊、ブロッコリー等を栽培されている岩崎さんご夫妻の、ほうれん草収穫作業中にお邪魔し、お話を伺いました。

ご主人の聖山さんは、東京の大学を卒業後帰省し、農業を営む両親のもとへ就農しました。学生の頃から親の姿を見ていたことから、家業を継ぐことには特に抵抗は無かったということです。現在は、大学時代に知り合った東京出身の妻、智子さんと仲良く農業に従事しているそうです。子供たちは保育園に入所中で、両親とは別経営で頑張っているとのこと。

妻の智子さんは農業経験が無く、農業体験からの出発でしたが、聖山さんのやさしい指導のもと、今では立派に農作業に従事しているそうです。いわゆる二人三脚の農作業です。農業は気象に左右されるので、特に台風等の

接近の時は、被害防除対策で苦勞するとのこと。

また智子さんは、家に戻っても仕事が続いているようで、家の中でくつろげる場所を持ってないことが、ちよつと悲しいかなと思う反面、野菜が常時あることで子供は野菜を食し、野菜嫌いにならないことが幸いと思える等、子供を育てやすい環境にあることが良いと感じているようです。時間に束縛されずに子供と過ごす時間も有り、何よりも夫婦が一緒に汗を流し時間を過ごすことができ、農業に就いて良かったと思つているとのこと。

聖山さんは、現状に満足せず作付け面積等の工夫で、今の作物でさらに収入増を図りたいと、将来の目標を話してくれました。農業を離れては、小

中、高、大学と相撲の経験があり、現在も相撲大会に出場する機会があるそうです。

◎取材を終えて・・・

会話中に感じられた人間性は、温厚・誠実な性格の持ち主で、将来頼もしい農業青年と見受けられました。

農地法関係の申請受付日等について

当委員会が設定している農地法第3、4、5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。申請内容や申請書類について、事前に農業委員会でご確認ください。

問 農業委員会
43-2111 内線 4014

農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4.5条 (30a以下)	4.5条 (30a超)
11月	11/12-11/20	12/14	1/7
12月	12/11-12/20	1/18	2/4
1月	1/11-1/18	2/15	3/6

農地法届出

申請月	締切日	交付日	締切日	交付日
11月	11/5	11/15	11/20	11/30
12月	12/5	12/14	12/20	12/27
1月	1/7	1/15	1/21	1/31

※他法令との調整により、変更となる場合があります。

第2回

農地利用の最適化の推進について

農地等利用の最適化推進とは、
①担い手への農地利用の集積・集約化
②遊休農地の発生防止・解消
③新規参入の促進

による、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことですが、これらがどういふことかというところ、農業委員や農地利用最適化推進委員が、農地を貸したい農家を訪問して、農地中間管理機構（農地集積バンク）への貸付けを促したり、貸し手と借り手との話し合いなどの活動を行ったりして、地域内の分散した農地を、担い手ごとに集約化した農地利用を目指すことや、農業経営の規模の拡大、新たに農業経営を行おうとする者の農業参入の促進などを目指すことです。

中間管理機構への貸付けは、貸し手側は公的な機関なので安心して貸せる、借り手側は規模拡大ができることや企業や新規就農者も利用しやすい農地が借りられる等のメリットがあります。

農地利用について相談したい方は、農業委員や推進委員に相談してください。



平成31年度用農業用免税軽油の申請受付について

平成31年3月以降の免税軽油に係る免税証の交付申請を、次のとおり行います。

1. 申請受付日時…平成30年12月7日(金)まで
2. 申請受付場所…三八地域県民局 県税部課税第一課窓口
3. 提出申請書類等…下表の申請区分に従って必要な書類等(○の表示)を準備して申請してください。

		三八県税部にあります。								申請者が事前に準備してください。												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
提出書類等 (注1)	免税証交付申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	免税軽油所用数量計算書(農業用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県税関係証明等原簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	免税軽油使用者証共同交付申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	免税軽油使用者証共同交付申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	提出の期限の特例指定申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	誓約書(注2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請区分	個人・共同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新規	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	更新	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	防除組合等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新規	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
更新	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共通	書換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
再交付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- △1 共同申請の場合、「免税軽油使用者証交付申請書」は「免税軽油使用者証共同交付申請書」を使用する。
- △2 免税軽油使用者証から、機械を削除する場合は、不要である。
- △3 更新手続きと同日付で行う場合は、不要である。
- 注1 新規…免税軽油使用者証を新たに申請する方
継続…免税軽油使用者証の交付日が平成29年3月1日以降の方
更新…免税軽油使用者証の交付日が平成29年2月28日以前の方
- 注2 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であること等、地方税法で定める欠格事項への該当がないことを誓約していただく書類です。
- 注3 「免税軽油の引取り等に係る報告書」及び「軽油納品書等」の提出がない場合は、免税証の交付ができません。

問 三八地域県民局 県税部 課税第一課 成田 ☎27-5111 (内210)

～農地の相続税・贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている方へ～

納税猶予の特例の適用を受けている農地(特例農地)については、売渡し、貸付け、転用または耕作の放棄や、農業経営を廃止した場合など、納税猶予が打ち切りとなる場合があります。その場合は、それまで猶予されていた税額に利子税が加わるため、多額の税金を支払わなければならない可能性がありますので、農地の適正な管理をお願いします。

また、贈与税の納税猶予制度適用中に贈与者が死亡した場合は、贈与税が免除され、相続税の課税対象となります。この場合、相続税納税猶予制度の適用を受けることができますので、農業委員会や税務署に相談してください。

編集発行 平成30年11月号 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市農業委員会 TEL 43-2111

内線4013

印刷部数4, 250部

印刷経費1部あたり462円

下長／旧市内／大館／豊崎／館の
各地区で耕作されている農業経営者の皆様を対象とする

経営再開マスタープランについて座談会を開催します

国では、地域農業の振興を図るため、新規青年就農者への資金の交付や、農業用機械の導入のための経営体育成支援事業等を実施しています。

当市では、これらの国の事業を行うため、また、これからの地域農業のあり方を検討するための「経営再開マスタープラン」を各地区において更新するため、準備を進めているところです。

つきましては、プランに関する皆様のご意見を賜りたく、次のとおり座談会を開催します。

皆様お誘い合わせの上、お集まりください。

問 農業経営振興センター ☎ 27-9163 FAX 27-9166

○日時・場所

地区	日時	場所
下長	11月15日(木)13:30～	八戸市農業経営振興センター (八戸市大字尻内町字毛合清水 29)
旧市内	11月15日(木)15:00～	八戸市農業経営振興センター (八戸市大字尻内町字毛合清水 29)
大館	11月20日(火)13:30～	大館公民館 会議室 (八戸市大字新井田字常光田 17-1)
豊崎	11月27日(火)13:30～	瑞豊館 農事研修室 (八戸市大字豊崎町字上永福寺 130-1)
館	11月30日(金)13:30～	館公民館 和室 (八戸市大字八幡字下陳屋 40-1)

農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「全国農地ナビ」をご覧ください。新規以外の情報は折込チラシにございます。

農地転用・農地改良につきましては、農業委員会や農業委員にご相談ください。

問 農業委員会 ☎ 43-2111 内線4015

alis-ac

全国農地ナビ

<http://www.alis-ac.jp/>

Agricultural Land Information System Agricultural Committee

自宅の周りの草取りをしはらぐさほってしまいました。徐々に家の裏に回ってみたいところ、腰丈ほどの雑草が生えていました。ご近所様に迷惑をかけてしまったと反省しながら、引っこ抜きました。抜くたびにミミズも出てきて、太い茎なのかミミズなのかわからなくなり、出てくるなよくと、一人ぶつぶつ言いながら作業していました。家の周りも遊休農地も、こまめに草取りをして、近所迷惑にならないように気をつけましょうね。



編集後記



農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格・期間
	大字	小字	地番			
①	尻内町	中川原	24-1	田	827	総額 90万円
			27-2	田	304	
②	尻内町	堤下	57-1	田 (農用地)	1,830	応相談
			68-1	田	375	
		松森	18	田 (農用地)	1,983	
			23	田 (農用地)	528	
③	尻内町	大崎	58-2	畑 (農用地)	370	応相談 (貸可)

のうぎょうだよりは次回新年号から発行日を10日へ変更します

のうぎょうだより担当 古館